

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案の概要

国際的な空気銃の射撃大会に参加する選手等の育成に資する等のため、以下の改正を行う。

空気銃に関する規制の見直し

年少射撃資格者¹の年齢要件の見直し

年少射撃資格者の下限年齢を14歳から10歳に引下げ
年少射撃資格の認定の失効年齢を18歳から19歳に引上げ

- 1 原則、18歳以上の者のみ空気銃を所持できるところ、一定の資格の認定を受けた14～17歳の者は、指定射撃場で射撃指導員の監督を受けて、当該射撃指導員が許可を受けて所持する空気銃を使用可能

練習射撃場の制度²の拡充

空気銃に係る練習射撃場の制度を新設
年少射撃資格者が練習射撃場において射撃練習を行う
場合の措置を規定

- 2 原則、所持許可を受けた猟銃しか使用できないが、猟銃の所持許可者等は、練習射撃場においては、そこに備え付けられた猟銃も使用可能

その他の規定の整備

災害により猟銃を亡失した者等について、ライフル銃の所持許可の基準³の特例を規定

災害により猟銃を亡失した場合には、亡失前後の猟銃の所持期間が通算して10年以上であればライフル銃の所持許可を受けることが可

東日本大震災により猟銃を亡失した者等についても同様の措置

- 3 ライフル銃の所持許可については、一定の場合を除き、継続して10年以上散弾銃等の猟銃の所持許可を受けていることが必要

年少射撃資格者の年齢要件の見直し等

